一般社団法人ワールドスケートジャパン 役員・職員並びに登録競技者倫理規程

第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン(以下「本連盟」という) 定款 第14章 第62条により、役員・職員並びに登録競技者倫理規程を定め る。

第 2 章 倫理の定義

第 2 条 本連盟は、World Skate (WS) 並びに公益財団法人日本オリンピック委員会 (JOC)、公益財団法人日本スポーツ協会 (JSPO) の規程に遵拠して本規程を定め、連盟規則を遵守し、スポーツ精神に従い常に健全かつ公正な運営と発展に努めることを目的とする。

したがって、所属する役員・職員はもとより、監督、コーチ、審判員、指導者並 びに登録競技者においては、スポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェ アプレーの精神に従い行動する。

第 3 章 役員・職員並びに登録競技者の範囲

- 第 3 条 この規程において、役員とは本連盟定款第5章 第23条役員をいう。及び第 10章 第57条委員会委員をいう。又、第3章 第5条本連盟の会員も含む。
 - 2 職員とは、本連盟定款第11章 第58条に規定する事務局職員をいう。
 - 3 登録競技者とは第14章 第62条による登録競技者規程による。

第 4 章 役員・職員並びに登録競技者の基本的責務

第 4 条 役員・職員並びに登録競技者は、本連盟定款第2章 第3条に規定する「目的」 を達成するため、本連盟の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行し なければならない。

第 5 章 役員・職員並びに登録競技者の遵守事項

第 5 条 役員・職員並びに登録競技者は、暴力、セクシャルハラスメント、反社会的勢力及びドーピング等薬物の使用、補助金、助成金などの不正行為を行ってはな

らない。また、役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者は、登 録競技者等に対しても徹底した啓発活動を行っていくこと。

- 2 役員・職員並びに登録競技者は、日常の行動について公私の別を明らかに し、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることをしてはならない。
- 3 役員・職員は、経理処理に関し、適正な処理を行い流用や横領などの不正 行為を行ってはならない。
- 4 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者は、上下関係を利用した人道的に反する行動や強要、役割、権限等の範囲を超えた精神的・ 身体的暴力行為及びプライバシーの問題など十分配慮すること。
- 5 本連盟及び加盟団体は、各種大会の代表選手の選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性のある選考を行うこと

第 6 章 会議

第 6 条 理事会・競技委員会(定款第6章理事会及び定款第14章 第62 条に基づく競技委員会に関する会議)などの会議においてその内容 に利益相反の疑義が生じると思われ者が出席している場合、議長は その関係者に対し審議及び議決権がない事を確認し決議に加えては ならない。

第 7 章 倫理委員会

- 第 7 条 この規程に関する諸問題を審議するため、本連盟は倫理委員会を設けることができる。
- 第8条 倫理委員は、理事の中から会長が委嘱する。

1 委員長(専務理事) 1名

2 副委員長 1名

3 委 員 若干名

第 9 条 委員会は委員長が招集して議長となる。

第 8 章 本規程の変更

第 10 条 本規程は理事会に諮り、社員総会の議決により変更することができる。

付 則 1. この規程は平成17年4月1日より施行する。

1. この規程は平成18年4月1日より之を改正実施する。

1. この規程は平成23年5月14日之を改正実施する。

1. この規程は平成30年5月12日之を改正実施する。

1. この規程は令和元年9月1日之を改正実施する。